

専門医更新審査申請のお知らせ（平成24年3月に更新を迎える専門医の先生方）

平成23年10月吉日

会告

一般社団法人日本手外科学会
理事長 佐々木 孝

一般社団法人日本手外科学会認定
専門医更新申請について

一般社団法人日本手外科学会認定手外科専門医制度規則第6号により、手の外科専門医認定更新申請を下記の通り受け付けます。
更新時期を迎えるのは、平成19年1月に第1回特例措置専門医として認定された先生方となります。

記

一般社団法人日本手外科学会認定手外科専門医 更新申請

<p>申請資格</p>	<p>次の各号に定めるすべての資格条件を具備しているもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基盤学会（日本整形外科学会あるいは日本形成外科学会）専門医であること 2) 申請時において5年以上引き続き本会の会員であること 3) 以下に定める研修実績を有すること <ul style="list-style-type: none"> ①最近5年間に本学会学術集会上に2回以上参加していること ②最近5年間に本学会が認定する教育研修会講演を受講し、50単位以上取得していること。但し、必要単位の1/2を限度に自己申告により、学会発表、論文発表、学会又は研究会参加などで単位を取得することができる。 4) 最近5年間で150件の症例提出を求める。 <ul style="list-style-type: none"> ※第1回特例措置専門医の先生に関しては、更新申請直前の制度変更となりますので、1年間の猶予を認めます。足りない分の研修実績、症例を増やし、来年（平成24年）更新申請を行ってください。ただし、猶予を利用した先生のその次の更新は5年後（平成29年）ではなく、猶予期間を1年とカウントし4年後（平成28年）となります。 ※猶予は今年限りとし、来年以降は実施いたしませんのでご了承ください。 5) 特例措置専門医試験を受験し合格していること。 <ul style="list-style-type: none"> ※第3回特例措置専門医試験は、第55回学術集會会場(パシフィコ横浜)で4月20日（金）に実施予定です。
<p>申請方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 所定の書類審査料(¥30,000)を納入してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>三菱東京UFJ 銀行 麹町支店 普通預金 0060915 口座名：一般社団法人日本手外科学会（シャダンホウジン ニホンテゲカガツカイ） ※必ずお名前の前に会員番号をつけて個人名でお振込みください。個人名以外の振込みの場合、審査期間内に確認ができず、審査が受けられない場合があります。</p> </div> 2) 送付先： <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>一般社団法人日本手外科学会 専門医審査係 〒102-8481 東京都千代田区麹町5-1 弘済会館ビル株式会社コングレ内</p> </div>
<p>申請期間</p>	<p>平成23年11月28日(月)～12月12日(月)【事務局必着】</p>
<p>提出書類</p>	<p>署名欄を除き、すべてプリンターで印字してください。 以下リンクよりダウンロードしてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. チェックシート 2. 専門医更新認定申請書(様式2-1) 3. 専門医資格更新審査表(様式2-2) 4. 施設一覧表(様式2-3) 5. 診療実績証明書(様式2-4) 6. 症例記録：症例一覧表(様式2-5) 7. 教育研修記録：学会・教育研修会参加等一覧表(様式2-6) 8. 学会発表一覧表(様式2-7) 9. 論文発表一覧表(様式2-8) 10. 講演一覧表(様式2-9) 11. 上記のコピー 各1部 12. 審査料の振込金受領書のコピー <p>参考資料：研修カリキュラム対応疾患一覧表(様式2-10)</p> <p>➡ 提出書類 記入例</p> <p>※6～9は、従来の専門医手帳のコピーの提出で代用可能です。新様式に記載いただいても教育研修・学術集會参加証明のためのシール、他学会参加証等のコピーの提出は必要となります。 ※11,12は、提出の必要はありません。書類作成時にご利用ください。</p>
<p>書類審査結果</p>	<p>書類審査の結果は、平成24年2月中旬に申請者に郵送します。</p>
<p>登録料の納付</p>	<p>書類審査合格者は、結果通知後に登録料(20,000円)を納付してください。</p>

- 申請資格等について [専門医制度規則](#)
- よくあるご質問 [FAQ](#)

お問い合わせは事務局までメールでお願いいたします。

office@jssh.or.jp

※内容により、確認・検討することがあり、ご返答までに若干お時間がかかる場合がございます。ご了承くださいませ。